数 量 総 括 表

工 事 名	西脇多可ごみ処理施設用地内付け替え道路舗装工事	ー 当初	事業区分 工種区分	

工種 種別 細別	名称	規格	計算式 計算結果	数量	単位	摘要
本工事費						
舗装工						
舗装準備工						
不陸整正	不陸整正	補足材 M-30 t=3cm	4.0×273.3 = 1093.2	1,090	m2	
アスファルト舗装工						
表層	表層	3.0＜W 再生密粒度As t=5cm	4.0×273.3 = 1093.2	1,090	m2	
仮設工						
交通管理工						
交通誘導警備員	交通誘導警備員Ｂ		2×2 = 4.0	4	人日	

特　記　仕　様　書

（適用範囲）

第１条

⑴　工　事　名　西脇多可ごみ処理施設用地内付け替え道路舗装工事

⑵　工事箇所　多可郡多可町中区奥中、徳畑地内

⑶　工　　期　契約日の翌日～令和９年２月12日

（適用図書）

第２条　本工事の施工に当っては設計図書によるほか、以下の図書及び本特記仕様書によらなければならない。なお、以下の図書は随時改定が行われるため、常に最新の内容に基づき施工を行うものとする。

土木工事共通仕様書　　（兵庫県土木部）

土木工事施工管理基準　（兵庫県土木部）

土木請負工事必携　　（兵庫県土木部）

小型構造物標準図集　　（兵庫県土木部）

（設計図書の照査等）

第３条　本工事の施工に当たっては、事前に設計図書の照査を行うものとし、監督員が確認できる資料を書面により提出するものとする。

（事前測量）

第４条　受注者は、工事着手前に、工事に必要となる基準測量等を実施し、監督員が確認できる資料を提出するものとする。

（地元対応等）

第５条　本工事着手前に、地元区長、関係者（天神郷共有山林監理団体等）等に工事の周知や説明を行い、理解を得た後に着手すること。

工事着手後も、地元区長等との連絡調整を積極的に行い、円滑な工事の進捗に努めなければならない。

（工事用地等の使用及び隣接調整）

第６条　受注者は、工事用地以外の区域へ立ち入る場合には、必ず所有者の承諾を得ること。施工に当たっては、トラブルの発生がないように十分な配慮及び調整を行うこと。

（関係機関協議）

第７条　受注者は、本工事に当たり必要な関係機関協議を遅滞なく行わなければならない。

（工事区域の影響範囲等への対策）

第８条　工事区域の影響範囲及び別途資材置場等を設置した場合においてはその影響範囲において、工事関係車両の通行、道路の汚れ・ほこり、雑草の繁茂等によって周辺住民の迷惑にならないよう日々管理しなければならない。

（近接施工）

第９条　架空線、電柱、地下埋設物（本工事区間には、温水供給配管が埋設されている。）等の付近での作業においては、事前に当該施設の管理者と協議し、必要に応じて対策を図ること。

また、受注者の責めにより、当該施設に支障を及ぼした場合は、速やかに監督員に報告するとともに、関係機関に連絡し、受注者の負担によりこれを修繕等しなければならない。

（施工計画書等の提出）

第10条　本工事着手前には、施工計画書及び工事材料確認（承諾）願を提出し、確認（承諾）を得た後に着手すること。

なお、舗装工については監督員との現地立会により決定した施工範囲に対して現地調査及び縦横断測量を行い、舗装展開図等の資料を作成し、監督員の承諾を得た後に施工を行うこと。

（施工体制台帳）

第11条　受注者は、施工体制台帳を作成して工事現場に備えるとともに、監督員に提出するものとする。なお、施工体系図には、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む。）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）の顔写真、氏名、生年月日及び所属会社名を記載するものとする。

（工事実績情報サービス登録）

第12条　受注者は、受注時又は変更時において、工事請負代金が 500 万円以上の工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に、工事実績情報として「工事実績データ」を作成し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約後、土曜、日曜、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜、日曜、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録しなければならない。

変更登録は工期又は技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は原則として登録を必要としない。

また、「工事実績データ」の登録後、登録機関発行の「登録内容確認書」を直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。

（再生資源利用計画）

第13条　受注者は、土砂、砕石又は加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、コブリス・プラスにより、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。

（再生資源利用促進計画）

第14条　受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、コブリス・プラスにより、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。

（実施書の提出）

第15条　受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、コブリス・プラスにより、工事完了後速やかに実績状況を記録した「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督員に提出しなければならない。

（特定建設資材等の分別解体等・再資源化等への適切な措置）

第16条　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第 104号）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、再資源化等をする施設の名称及び所在地を下表に示すが、これについては、積算上の条件明示であり、再資源化施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責めによるものでない事項についてはこの限りではない。

特定建設資材 廃棄物等の種類	施設の名称	所　在　地	摘要
該当なし			

処分に当たっては、処理業者と委託契約を締結し、その写しを施工計画書に添付すること。マニフェストＤ票、Ｅ票については、監督員から要求があった場合は提示すること。

（履行報告）

第17条　工事履行報告書の提出については、実施工程表、工事状況写真等を添付し、毎月末に監督員に提出するものとする。

（監督員による検査等）

第18条　監督員による検査（確認を含む。）、立会い等においては、現場代理人又は主任（監理）技術者が臨場しなければならない。

（段階確認）

第19条　受注者は、本工事で適用する共通仕様書の段階確認一覧表に示す各種別及び監督員の指示した種別の施工段階において、段階確認を受けなければならない。

（出来形管理等）

第20条　本工事の施工に伴い実施する出来形管理や品質管理試験等の施工管理については、土木工事施工管理基準及び規格値によるものとするが、これに定めがないものについては、別途監督員と協議するものとする。

（出来形数量の提出）

第21条　受注者は、工事の進捗に応じて、出来形数量を算出し、その結果を監督員に提出するものとする。また、これとは別に監督員が指示する場合は、その期日までに監督員に提出するものとする。

（工事写真）

第22条　工事写真等の成果品は、「デジタル写真管理情報基準」に準拠して、写真ファイルを作成すること。デジタル写真の撮影に当っては、有効画素数 100万画素を標準とし、黒板の文字等の内容が判読できる制度を確保するものとする。

また、記録形式はJPEGとし、圧縮率（撮影モード）については、圧縮率 0%（非圧縮に相当するモード）を基本とする。なお、これにより難い場合は、発注者と協議の上決定する。

２　「デジタル写真管理情報基準」では、「写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。」となっているが、発注者の承諾を得た場合、サイズの変更、回転、パノラマ、全体の明るさの補正のみ認めるも

のとする。

3　電子納品の対象は、兵庫県土木部の定める写真管理基準（案）により、提出が求められる写真のみとし、同時に紙媒体でも提出するものとする。

（再生資材の使用）

第23条　本工事については、下記のとおり再生資材を使用するものとする。

ただし、再生材製造工場の都合等により下記の再生資材の使用が困難な場合については、監督員と協議のうえ新材とするものとし、設計変更の対象とする。

資源名	規格	用途	備考
再生加熱アスファルト混合物	密粒度アスコン	表層	

なお、再生資材を使用に当っては、下記各号により品質が適正なものであるか確認のうえ使用するものとする。

⑴　上記再生資材の舗装材としての使用に当たり、品質等は「舗装再生便覧」によるものとし、品質管理試験は、別表のとおりとする。

⑵　再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、れんが等の混入物を有害量含んではならない。

〔別表〕

工　　種	種別	試験項目	試験頻度
合材用再生骨材	材料	アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装再生便覧による
		旧アスファルト含有量	〃
		旧アスファルト針入度	〃
		骨材の微粒分量試験	〃
再生用添加剤（アスファルト系及び石油潤滑系）	材料	動粘度	〃
		引火点	〃
		薄膜加熱後の粘度比	〃
		薄膜加熱質量変化率	〃
		密　　度	〃
		組成分析	〃
再生加熱合材	材料	針　入　度	〃
		軟　化　点	〃

		伸　　度	〃
		トルエン可溶分	〃
		引　火　点	〃
		薄膜加熱質量変化率	〃
		薄膜加熱針入度残留率	〃
		蒸発後の針入度比	〃
		密　　度	〃

（配合）

第24条　本工事に使用する再生加熱アスファルトコンクリートの種類等は下表のとおりとする。

混合物の種類	骨材の最大寸法	ストレートアスファルト針入度	標準アスファルト量	突固め回数
再生密粒度アスファルト	13mm	60～80	5.7	50

設計アスファルト量は、アスファルト共通範囲の中央値を目標とし、その値が標準アスファルト量の± 0.3%以内を満足しない場合は、配合設計の見直し等を行うものとする。

（プライムコート工）

第25条　瀝青材料は石油アスファルト乳剤（ＰＫ－３）とし、使用量は１ℓ／㎡～２ℓ／㎡とする。

（プルフローリング試験）

第26条　不陸整正後のプルフローリング試験において、路盤及び路床の軟弱箇所が確認された場合には、速やかに監督員に報告し指示に従うこと。

（取合い部の施工）

第27条　受注者は、軽微な取り合い工事等の現場納めについては、図示されていないものであっても施工するものとする。

（工事施工区間等の清掃）

第28条　受注者は工事施工区間等において、道路側溝や路肩部に土砂が堆積している場合は積極的に清掃を行うこと。

（交通諸法令の遵守）

第29条　受注者は、道路法、道路運送車両法及び道路交通法の趣旨に基づき、資材運搬等に必要な車両の諸元について当該法律を遵守し

なければならない。

（土砂等の搬出に係る過積載防止対策）

第30条　受注者は、過積載防止対策について、兵庫県土木部の過積載防止対策要領を遵守して取り組むとともに、その具体的内容を施工計画書に記載するものとする。

（交通誘導員の配置）

第31条　交通誘導員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署との打合せの結果、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員	編　成		昼夜別	交替要因の有無
		種別	人数		
町道	２名/日	交通誘導警備Ｂ	延４人	昼間	無

なお、交通誘導員Ａ、Ｂの定義は次のとおりである。

⑴　交通誘導員Ａとは、警備業者の警備員（警備業法第２条第４項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第１条第４号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る１級検定合格警備員又は２級検定合格警備員のことである。

⑵　交通誘導員Ｂとは、警備業者の警備員で、交通誘導員Ａ以外の交通の誘導に従事する警備員のことである。

（奥中地区用水）

第32条　今回の工事区域内には奥中地区の農業用水管理用の桝等があり、地元関係者が用水管理を行う必要があるため、工事期間中の連絡調整を含め用水管理に支障を及ぼすことがないよう対応すること。

（その他）

第33条　本工事の施工上において設計書、仕様書等に疑義が生じた場合は、監督員と協議の上、その指示に従うものとする。

また、本特記仕様書に明示なき事項であっても、本工事に必要と思われるものは、これを施工しなければならない。